

矢巾町気候非常事態宣言

2016年、日本を含む175の国と地域が、気候変動の脅威とそれに対処する緊急の必要性を認識し、温暖化に対して「産業革命前からの気温上昇を2℃より低い状態を保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」ことを目的とした「パリ協定」に署名しました。

既に、産業革命前に比べて約1℃気温が上昇しており、世界各地で熱波、山火事、洪水、海面上昇、干ばつなど極端な気候変動に起因する大規模災害が発生し、多くの人々や自然が被害を被っております。

日本各地でも、猛暑、台風、集中豪雨、洪水などの気象災害により痛ましい被害が発生し、令和2年7月豪雨では九州地方に甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいところであるほか、令和元年東日本台風においては岩手県内においても各所で甚大な被害を受けております。本町においても、平成25年8月9日に発生した集中豪雨の際は、河川の氾濫などにより線路や道路の水没、床上浸水などの被害に見舞われました。

以上のことから本町は、地球温暖化に起因する気候変動が災害の発生を招き、人間社会や自然界にとって著しい脅威となっていることを認識し、温暖化を防ぐ意識を高めるよう、ここに「矢巾町気候非常事態宣言」を宣言し、併せて持続可能でより良い世界を目指すSDGsの目標達成も見据え、次の活動に取り組んでまいります。

- 1 町内の自主防災会組織、消防団及び防災士が参加する防災訓練や防災に関する講演会等の研修会を定期的開催し、台風等の自然災害発生時における町民の自助、共助の体制づくりを行います。
 - ・訓練や研修会等を通して町民の防災意識を高め、災害に強いまちづくりの推進に努めます。
- 2 気候変動の非常事態に関する町民への啓発に努め、温暖化を抑制する意識を高め、家庭生活や社会生活、産業活動における省エネルギーの推進を図るとともに、リデュース（分別でゴミ削減!）、リユース（使えるものは再利用!）、リサイクル（資源として再生!）の3R運動を徹底し省資源化に取り組めます。
 - ・町民の省エネルギー意識を高めることに努めます。
 - ・照明設備のLED化をはじめとした高効率機器の活用及び普及に努めます。
 - ・資源回収の環境を整備し、3R運動を推進することで燃やせるごみの減量化に努めます。
- 3 岩手県では温室効果ガスの排出量を「2050年までに実質ゼロを目指す」としており、本町でもその趣旨に賛同し、町内で利用するエネルギーを化石燃料から太陽光などの地域資源に由来する再生可能エネルギーへの完全移行に向け、民間企業等との連携を一層推進します。
 - ・太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの普及拡大に努めます。
 - ・環境美化の意識を高め、森林など自然環境の保全に努めます。

令和2年9月18日

矢巾町長 高橋昌造